

令和3年1月8日

報道発表資料

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	多摩区役所
職 位	主任
年 齢	52歳
性 別	男性
処 分 内 容	停職3月
処 分 理 由	<p>令和2年2月4日、業務上必要のない、元配偶者に係る住民票の写しを取得するため、公用請求用の請求書を上司に無断で作成し、正当に決裁を受けた他の請求書と併せて、多摩区役所区民サービス部区民課に提出した。</p> <p>元配偶者分の住民票の写しについては、同課から交付できない旨を伝えられ、その後職場に戻った際に、同課から返却された請求書を廃棄するとともに、上司から指摘があるまで、これらの事実について報告を行わなかった。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和3年1月8日

問合せ先

川崎市総務企画局人事部人事課長

044-200-2125 (内) 22101